

# いじめをしない、させない、ゆるさない



～いじめの発見には家庭・地域の協力が必要です！～

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

いじめのサインは見えにくいものです。深刻な状況になってしまうまで、周囲の人たちが気づかないこともあります。

子どもと関わるすべての大人が、「いじめは決して許さない」という共通の意識を持ち、家庭や地域、学校がそれぞれの役割を果たし、子どもたちを守り、育てましょう。



## いじめとは？



### ● どの学校にも、どの子どもにも起こりうる

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査報告によると、在学中に「仲間はずれ、無視、陰口」等の被害経験があると答えた2018年度の中学3年生は68%でした。一方、加害経験についても64%があると答えており、誰もがいじめの被害者、加害者になる可能性があります。

### ● いじめ？いじめじゃない？

からかみや悪ふざけといった行為も、いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものです。

また、自覚のないまま、面白がってあおったり、見て見ぬ振りをしたりすることで、いじめを助長していることもあります。

### ● インターネット上のいじめ

スマートフォンや携帯電話を使って、ブログやSNSで悪口や誹謗中傷を書き込む、無料通信アプリを使ったコミュニケーションの中でグループから仲間はずれにする、といったネット上のいじめが増えています。ネット上のため、周囲の人が気づかないまま深刻化してしまうことがあります。

### ● 犯罪行為にあたるいじめ

いじめは、その行為や態様によって、犯罪行為として取り扱われるものもあります。例えば、プロレスごっこ強要、小突く、たたくといった行為は暴行罪につながります。インターネット上で実名をあげて中傷すれば、名誉毀損罪・侮辱罪につながります。

大切なことは、お子様の言葉や行動の小さな変化を見逃さないことです。  
気になることがありましたら、学校や相談機関にご相談ください。

(詳細については裏面をご覧ください)



## ご家庭では

### ◎ 子どもと過ごす時間をつくる

学年が進んでも家族と過ごす時間はとても大切です。家族で調整して時間を合わせ、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。また、休日などに、家族で様々な体験をする時間が、子どもの表現する力や思いやる心を育むことにつながります。

### ◎ 子どもの様子にアンテナを張る

子どもの言葉や行動の小さな変化が、友人間のトラブルやいじめの被害に悩んでいるサインとなり、また、不登校につながる問題の芽を含んでいることもあります。下の項目を参考に子どもの様子をチェックしてみましょう。

- 1 元気がなく、食欲がない
- 2 朝になると体調不良を訴えて、なかなか登校しない
- 3 無気力でぼんやりし、いつも沈んでいる
- 4 人目を避けて、ひとりで物思いにふけっている
- 5 学習成績や進路等のことで悩んでいる
- 6 会話の中で学校や友人に対する不平不満が出てくる
- 7 「死にたい」など「死」につながる言動がみられる
- 8 パソコンやスマートフォン等をいつも気にしている

- 9 学校での様子や、学校外の出来事について、話したがない
- 10 理由もなく帰宅時間が遅くなる日が増える
- 11 手や顔こきがをして帰宅しても、理由を話さずあいまいにする
- 12 服や持ち物が汚れたり、壊されたりしている
- 13 金銭の浪費が目立ち、小遣いを多く要求する
- 14 買った覚えのないものを持っている
- 15 反抗的な態度をとり、家族や身近な人たちに暴力を振るう
- 16 気に入らないことがあると、物に当たったりする

～ 子どもの家庭における表情、言葉づかいや行動などの変化を見逃さないでください ～

### ◎ 子どもの変化に気付いたら・・・

子どもの変化に気付き、もしかするといじめを受けている、いじめをしているかもしれないと思ったら、子どもとよく話をしてください。子どもの思っていること、感じていることに耳を傾け、じっくりと聞いてあげてください。

心配がある場合には、遠慮なく学校や関係相談機関にご連絡・ご相談ください。早期に発見することにより、いじめ等の深刻化を防ぎ、子どものいのちや身体を守るにつながります。

### ◎ 子どもをいじめから守りましょう。

もし、子どもがいじめを受けていたら、いじめから守るという姿勢を子どもに示してください。また、すぐに学校に相談・通報するとともに、家庭や地域、学校がともに協力しながら、子どもの安全と安心を確保し、いじめから子どもを守りましょう。

## 学校では



### ○ いじめを積極的に認知します。

生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、日常的にアンケートや面談を実施するなどして、いじめの未然防止、早期発見に努めます。その上で、いじめと認められる行為があった場合には、積極的に認知します。

### ○ 学校が一丸となって取り組みます。

各学校のいじめ防止基本方針に則り、計画的・組織的にいじめの未然防止から早期発見・早期対応に至るまで、学校・教員・生徒が一丸となって取り組みます。

### ○ いじめに対して毅然とした対応を取ります。

生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつ、いじめの状況に応じて、懲戒や特別な指導のほか、警察との連携による措置も含め、いじめに対して毅然とした対応を取ります。

- ◆ 相談窓口 ◆ 24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター教育相談課）  
電話：0120-0-78310（フリーダイヤル） 0466-81-8111（24時間対応・年中無休）
- ◆ 問合せ先 ◆ 神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課  
電話：045-210-8295 ファクシミリ：045-210-8937

令和4年3月